

福岡県公報

平成20年9月12日
第2873号

目次

告示(第1473号 - 第1490号)

道路の供用の開始	(道路維持課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	2
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	2
漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出	(漁業管理課)	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	2
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	3
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	5
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	6
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	7

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	7
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	7
道路の区域の変更	(道路維持課)	8
公 告			
区画漁業の免許	(漁業管理課)	8
区画漁業の免許	(漁業管理課)	9
区画漁業の免許	(漁業管理課)	11

告 示

福岡県告示第1473号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成20年9月12日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
豊前	豊前線 耶馬溪	豊前市大字上川底1210番先から 豊前市大字上川底1199番5先まで
豊前	新吉富線 豊前	豊前市大字小石原158番2先から 豊前市大字六郎146番1先まで
豊前	寒田線 下別府	築上郡築上町大字櫛原83番先から 築上郡築上町大字櫛原75番1先まで

福岡県告示第1474号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年6月6日農林水産省告示第877号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年6月11日農林水産省告示第939号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1476号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成20年8月18日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女筑後地区土地改良区	土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し及び定款の写し	平成20年9月12日から平成20年10月15日まで	筑後市役所 八女市役所

福岡県告示第1477号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、令第5条第3項の規定により次のように公示し、届出に係る指定漁船調書を当該漁業協同組合において、平成20年9月12日から同年9月26日までの間縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

発起人の住所及び氏名		加入区	法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
住 所	氏 名		
北九州市小倉北区末広1-13-21	永久 清彦	長浜	北九州市漁業協同組合 長浜支所
北九州市小倉北区大田町6-1	岩本 哲之		
北九州市小倉北区砂津2-11-20	木下 宏		

福岡県告示第1478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	飯塚田線	前	嘉麻市下山田715番5先から 嘉麻市下山田715番9先まで	11.0 ～ 36.0	35.0
			後	同上	11.0 ～ 11.2	
飯塚	県道	高田道線 停車場	前	飯塚市高田648番3先から 飯塚市津原1220番1先まで	8.0 ～ 12.0	780.0
			後	同上	9.8 ～ 13.0	

福岡県告示第1479号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ十三部店

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

(4) 騒音の発生に係る事項

ア 店舗が24時間営業であるため、施設も24時間稼働し、深夜の来客車両走行音も発生する。また、早朝5時台に行われる荷さばき作業や搬出入車両の走行音も夜間の騒音レベル最大値を超過している。このため、住民から苦情が出ることのないよう防音対策について十分検討し、周辺環境の保全に努め、苦情が出た際には誠実に対応すること。

イ 室外機等については、夜間の騒音レベル最大値が基準内に収まる予測であるが、24時間稼働し、一部住居に面した方向で設置される予定であるので、住居側に面しない方向で設置できないか検討する等、防音対策について十分検討すること。

(5) 廃棄物に係る事項等

意見なし

(6) 街並みづくり等への配慮等

意見なし

(7) その他

ア 筑後地域においては、県と市町村の協働のもと、県内でも先行的に広域景観づくりを進めている。現在、「筑後景観憲章」の趣旨を広く普及するとともに、法的実効性が生じるまでの間も積極的に景観施策を進めていくために、筑後地域全域を対象とした景観基準を定め、事業者等への指導周知を行っている。基準内容に適合するよう努力し、筑後地域の良好な景観に配慮すること。

イ 久留米市では、平成16年4月に「ごみ減量緊急宣言」を行い、事業系ごみの総量抑制と分別の徹底に取り組んでいます。特に、リサイクル可能な古紙については、焼却処理を行っていませんので、分別を徹底し、リサイクルをお願いします。

また、生ごみについても「食品リサイクル法」に基づき、発生抑制、減量等に取り組んでいただきますよう、ご協力をお願いします。

福岡県告示第1480号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 森林都市ショッピングセンター
(2) 所在地 福岡県宗像市自由が丘3丁目12番4

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) マックスバリュ十三部店
(2) 所在地 福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1482号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 田主丸ショッピングプラザ
(2) 所在地 福岡県久留米市田主丸町豊城字下ツプロ1895番地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1483号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ホームセンターサンコー上津店
 (2) 所在地 福岡県久留米市上津町字北田1171 - 1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 意見なし

福岡県告示第1484号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業竹野地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
久留米市	田主丸町中尾	土取	724 - 1	田	18
久留米市	田主丸町中尾	土取	726 - 1	田	89
久留米市	田主丸町中尾	土取	724 - 2	田	1063のうち391
久留米市	田主丸町中尾	土取	723 - 1	田	812
久留米市	田主丸町中尾	土取	722 - 1	田	857
久留米市	田主丸町中尾	土取	721 - 1	田	226
久留米市	田主丸町中尾	日分	709 - 3	田	2372のうち68
久留米市	田主丸町中尾	土取	718	田	1724のうち52
久留米市	田主丸町中尾	土取	720 - 1	田	307のうち284
久留米市	田主丸町中尾	土取	719 - 1	田	153
久留米市	田主丸町中尾	土取	719 - 4	田	12
久留米市	田主丸町中尾	土取	715 - 1	田	1013のうち263
久留米市	田主丸町中尾	日分	705 - 1	田	1445
久留米市	田主丸町中尾	日分	706 - 1	田	667のうち210

久留米市	田主丸町中尾	日分	707 - 1	田	420のうち125
久留米市	田主丸町地徳	川端	1454 - 1	田	392のうち75
久留米市	田主丸町中尾	日分	709 - 1	田	1659のうち227
久留米市	田主丸町中尾	日分	712 - 1	田	817のうち49
久留米市	田主丸町中尾	日分	709 - 6	宅地	210.1
久留米市	田主丸町中尾	八反田	688 - 1	田	308
久留米市	田主丸町中尾	八反田	681 - 3	田	568
久留米市	田主丸町中尾	八反田	691	田	1062のうち185
久留米市	田主丸町中尾	八反田	692 - 1	田	1334のうち243
久留米市	田主丸町中尾	八反田	681 - 1	田	1883のうち257
久留米市	田主丸町竹野	北国分寺	1141 - 1	田	519のうち279
久留米市	田主丸町竹野	北国分寺	1140 - 2	畑	955
久留米市	田主丸町竹野	北国分寺	1139 - 8	畑	462のうち186
久留米市	田主丸町竹野	北国分寺	1139 - 2	畑	881のうち286
久留米市	田主丸町竹野	大手木	1135 - 1	田	1165のうち89
久留米市	田主丸町竹野	北国分寺	1139 - 1	山林	162のうち35
久留米市	田主丸町竹野	大手木	1133	田	1281のうち159
久留米市	田主丸町竹野	西八窪	916 - 1	畑	414のうち90
久留米市	田主丸町地徳	川端	1455 - 2	田	72のうち2
久留米市	田主丸町地徳	川端	1450 - 1	畑	214
久留米市	田主丸町地徳	川端	1447 - 1	田	2324のうち270
久留米市	田主丸町地徳	川端	1448 - 2	田	355のうち352
久留米市	田主丸町地徳	川端	1453 - 1	田	1127のうち369
久留米市	田主丸町地徳	川端	1451 - 1	畑	32
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1166	田	813のうち102
久留米市	田主丸町地徳	川端	1449 - 1	畑	408
久留米市	田主丸町地徳	下泓	1153 - 1	田	1284のうち887
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1170 - 1	田	725のうち588

久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1167 - 1	田	170
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1173 - 1	田	43
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1179 - 3	雑種地	411
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1167 - 2	田	1023のうち113
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1168 - 1	田	1562のうち713
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1169 - 1	田	872のうち598
久留米市	田主丸町地徳	柳ノ内	1173 - 2	田	40のうち24
久留米市	田主丸町地徳	下泓	1155 - 1	田	287
久留米市	田主丸町地徳	下泓	1156 - 1	田	598
久留米市	田主丸町地徳	下泓	1158	田	929

福岡県告示第1485号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人レッツ

(2) 代表者の氏名

野林 圭子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出4丁目6番1号 大熊ビル1階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がいのある人の地域での自立生活を実現するために、グループホ

ームの設立と運営を大きな柱とし、家族や支援者、ボランティア等と一緒に学ばせ、すべての人の基本的人権が保障されるような地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1486号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡犯罪被害者支援センター

(2) 代表者の氏名

内川 昭司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目8番11号

(4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、犯罪及び犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して各種の支援事業を行うとともに、社会全体が被害者等を総合的にサポートできる環境づくりに寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、犯罪及び犯罪に類する行為又は災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して各種の支援事業を行うことにより被害を早期に軽減するとともに被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的とする。

福岡県告示第1487号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 にじの会

(2) 代表者の氏名

渡邊 鐵雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県中間市大字中底井野699番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して障害者自立支援法に基づく事業や就労支援などを行うとともに、地域住民に対しても障がい者への理解を促進させるための普及啓発事業を行うことで、障がい者の社会的自立の援助や障がい者福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1488号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年8月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人北九州市レクリエーション協会

(2) 代表者の氏名

星加 和利

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉北区三萩野三丁目3番1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、北九州市とその周辺市町村住民に対して、福祉の増進、社会教育の推進、文化芸術の振興、生涯学習やスポーツの振興、まちづくりの推進、環境保全活動、青少年教育の推進等に役立つレクリエーション活動の普及につとめ、市町村民が心身共に健康で生き甲斐ある人生を送れるよう、真に豊かな生活の形成と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1489号

久留米市高野小森野町土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住所
高田 康孝	久留米市小森野6丁目16番33号
龍頭 辰己	〃 〃 3丁目8番25号
笠 良弘	〃 〃 3丁目20番6号

2 退任監事

氏名	住所
笠 保春	久留米市小森野3丁目21番25号

3 就任理事

氏名	住所
高田 一	久留米市小森野 6 丁目16番30号
龍頭 守	" " 3 丁目 9 番20号
笠 耕 侍	" " 3 丁目 6 番26号

4 就任監事

氏名	住所
笠 保 春	久留米市小森野 3 丁目21番25号

福岡県告示第1490号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	佐賀女線	前	久留米市三漕町福光556番7先から 久留米市三漕町玉満21番1先まで	8.0 ~ 14.5	353.0
			後	同上	10.1 ~ 27.0	
久留米	県道	久留米柳川線	前	久留米市三漕町玉満4309番先から 久留米市三漕町玉満2378番1先まで	10.0 ~ 18.0	172.5

			後	同上	10.0 ~ 29.5	172.5
--	--	--	---	----	-------------------	-------

公 告

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成20年8月29日付けで有明海区における区画漁業を次のように免許した。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
有区第1号	福岡県大川市大字小保968番地の39	大川漁業協同組合外3漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成20年5月福岡県告示第884号）の公示内容のとおり	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
有区第2号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡県有明海漁業協同組合連合会	"	"
有区第3号	"	"	"	"
有区第4号	"	"	"	"
有区第5号	"	"	"	"
有区第6号	"	"	"	"
有区第7号	"	"	"	"
有区第8号	"	"	"	"
有区第9号	"	"	"	"
有区第10号	"	"	"	"
有区第11号	"	"	"	"
有区第12号	"	"	"	"
有区第13号	"	"	"	"

有区第14号	〃	〃	〃	〃
有区第15号	〃	〃	〃	〃
有区第16号	〃	〃	〃	〃
有区第17号	〃	〃	〃	〃
有区第18号	〃	〃	〃	〃
有区第19号	〃	〃	〃	〃
有区第20号	〃	〃	〃	〃
有区第21号	〃	〃	〃	〃
有区第22号	〃	〃	〃	〃
有区第23号	〃	〃	〃	〃
有区第24号	〃	〃	〃	〃
有区第25号	〃	〃	〃	〃
有区第26号	〃	〃	〃	〃
有区第27号	〃	〃	〃	〃
有区第28号	〃	〃	〃	〃
有区第29号	〃	〃	〃	〃
有区第30号	〃	〃	〃	〃
有区第31号	〃	〃	〃	〃
有区第32号	〃	〃	〃	〃
有区第33号	〃	〃	〃	〃
有区第34号	〃	〃	〃	〃
有区第35号	〃	〃	〃	〃
有区第36号	〃	〃	〃	〃
有区第37号	〃	〃	〃	〃
有区第38号	〃	〃	〃	〃
有区第39号	〃	〃	〃	〃
有区第40号	〃	〃	〃	〃
有区第41号	〃	〃	〃	〃

有区第42号	〃	〃	〃	〃
有区第43号	〃	〃	〃	〃
有区第44号	〃	〃	〃	〃
有区第45号	〃	〃	〃	〃
有区第46号	〃	〃	〃	〃
有区第47号	〃	〃	〃	〃
有区第48号	〃	〃	〃	〃
有区第49号	福岡県大牟田市早米来町一丁目82番地	三里漁業協同組合	〃	〃
有区第301号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡県有明海漁業協同組合連合会	〃	〃
有区第302号	〃	〃	〃	〃
有区第303号	〃	〃	〃	〃

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成20年8月29日付けで筑前海区における区画漁業を次のように免許した。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
筑区第1号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成20年5月福岡県告示第885号）の公示内容のとおり	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
筑区第2号	福岡県福岡市中央区港三丁目1番75号	福岡市漁業協同組合	〃	〃

筑区第3号	〃	〃	〃	〃
筑区第4号	〃	〃	〃	〃
筑区第5号	〃	〃	〃	〃
筑区第6号	〃	〃	〃	〃
筑区第101号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	〃	〃
筑区第102号	〃	〃	〃	〃
筑区第103号	〃	〃	〃	〃
筑区第104号	〃	〃	〃	〃
筑区第105号	〃	〃	〃	〃
筑区第106号	福岡県福岡市中央区港三丁目1番75号	福岡市漁業協同組合	〃	〃
筑区第107号	〃	〃	〃	〃
筑区第108号	〃	〃	〃	〃
筑区第109号	〃	〃	〃	〃
筑区第110号	〃	〃	〃	〃
筑区第111号	〃	〃	〃	〃
筑区第112号	〃	〃	〃	〃
筑区第113号	福岡県宗像市神湊487番地2	宗像漁業協同組合	〃	〃
筑区第114号	〃	〃	〃	〃
筑区第115号	福岡県北九州市若松区大字小竹3008番地7	北九州市漁業協同組合	〃	〃
筑区第116号	〃	〃	〃	〃
筑区第117号	〃	〃	〃	〃
筑区第201号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	〃	〃

筑区第202号	〃	〃	〃	〃
筑区第203号	〃	〃	〃	〃
筑区第204号	福岡県宗像市神湊487番地2	宗像漁業協同組合	〃	〃
筑区第205号	福岡県宗像市鐘崎字浜778番地5	鐘崎漁業協同組合	〃	〃
筑区第301号	福岡県宗像市神湊487番地2	宗像漁業協同組合	〃	〃
筑区第401号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	〃	〃
筑区第402号	〃	〃	〃	〃
筑区第403号	〃	〃	〃	〃
筑区第404号	〃	〃	〃	〃
筑区第405号	〃	〃	〃	〃
筑区第406号	〃	〃	〃	〃
筑区第407号	〃	〃	〃	〃
筑区第408号	〃	〃	〃	〃
筑区第501号	福岡県福岡市中央区港三丁目1番75号	福岡市漁業協同組合	〃	〃
筑区第502号	〃	〃	〃	〃
筑区第601号	福岡県糟屋郡新宮町大字相島1559	新宮相島漁業協同組合	〃	〃
筑区第701号	福岡県糸島郡志摩町大字岐志778番地の5	糸島漁業協同組合	〃	〃
筑区第801号	福岡県粕屋郡新宮町大字相島1559	新宮相島漁業協同組合	〃	〃
筑区第802号	〃	〃	〃	〃
筑区第803号	〃	〃	〃	〃

筑区第804号	〃	〃	〃	〃
筑区第805号	〃	〃	〃	〃
筑区第901号	〃	〃	〃	〃

公告

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成20年8月29日付けで豊前海区における区画漁業を次のように免許した。

平成20年9月12日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者の住所	漁業権者の名称	免許の内容及び制限又は条件	存続期間
豊区第1号	福岡県京都郡苅田町幸町21番地	苅田町漁業協同組合	漁業法に基づく漁業の免許の内容たるべき事項等（平成20年5月福岡県告示第886号）の公示内容のとおり	平成20年9月1日から平成25年8月31日まで
豊区第2号	福岡県行橋市大字蓑島470番地の13	蓑島漁業協同組合	〃	〃
豊区第3号	〃	〃	〃	〃
豊区第4号	〃	〃	〃	〃
豊区第5号	福岡県豊前市大字宇島76番地31	豊築漁業協同組合	〃	〃
豊区第6号	〃	〃	〃	〃
豊区第7号	福岡県築上郡吉富町大字小犬丸359番地の4	吉富漁業協同組合	〃	〃
豊区第101号	福岡県北九州市門司区大字柄杓田1407番地	豊前海北部漁業協同組合	〃	〃
豊区第102号	福岡県行橋市大字蓑島470番地の13	蓑島漁業協同組合	〃	〃

豊区第201号	福岡県北九州市門司区大字柄杓田1407番地	豊前海北部漁業協同組合	〃	〃
豊区第202号	〃	〃	〃	〃
豊区第203号	〃	〃	〃	〃
豊区第204号	〃	〃	〃	〃
豊区第205号	〃	〃	〃	〃
豊区第206号	福岡県北九州市小倉南区大字吉田2778番地の2	北九州東部漁業協同組合	〃	〃
豊区第207号	〃	〃	〃	〃
豊区第208号	福岡県北九州市小倉南区曾根新田北三丁目13番7号	曾根漁業協同組合	〃	〃
豊区第209号	〃	〃	〃	〃
豊区第210号	〃	〃	〃	〃
豊区第211号	福岡県京都郡苅田町幸町21番地	苅田町漁業協同組合	〃	〃
豊区第212号	〃	〃	〃	〃
豊区第213号	〃	〃	〃	〃
豊区第214号	〃	〃	〃	〃
豊区第215号	〃	〃	〃	〃
豊区第216号	福岡県行橋市大字蓑島470番地の13	蓑島漁業協同組合	〃	〃
豊区第217号	〃	〃	〃	〃
豊区第218号	福岡県行橋市大字杵尾247番地の2	行橋市漁業協同組合	〃	〃
豊区第219号	福岡県豊前市大字宇島76番地31	豊築漁業協同組合	〃	〃
豊区第220号	〃	〃	〃	〃

豊区第221号	福岡県築上郡吉富町大字小犬丸359番地の4	吉富漁業協同組合	〃	〃
豊区第301号	福岡県豊前市大字宇島76番地31	豊築漁業協同組合	〃	〃
豊区第302号	〃	〃	〃	〃

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8367）



印刷会社等100%再生紙を使用しています